

令和5年11月 農業委員会議事録

開催日：令和5年11月24日（金）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時52分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 5年11月24日（金）

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	瀬 尾 守	出	8	宇田川 道 代	出
2	藤 井 光 昭	出	9	吉 田 佳 子	出
3	坂 卷 秀 雄	出	10	田 口 勲	出
4	山 崎 保 夫	出	11	荻 島 元 治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金 子 繁 雄	出
6	小 沼 真由美	出	13	小 林 博	出
7	大 熊 敏 夫	出	14	三ツ木 宗 一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	豊 田 佳 樹	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	関 根 栄	欠	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 上 原 誠
主 幹 増 田 れ み

（説明員） 開発指導課長 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条第1項の規定による許可について |
| 第2号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について |

③ 報 告

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号報告 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について |
| 第2号報告 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について |
| 第3号報告 | 農地の改良に係る届出について |

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時32分

9. 会議の内容

局 長

皆様、おはようございます。先日、視察研修に参加された皆様には、お疲れさまでした。いろいろお世話になり、ありがとうございました。では、皆さんそろいましたので、定刻前ではございますが、始めさせていただきます。と思います。

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

おはようございます。ご苦労さまです。

今、局長から話がありましたけれども、視察研修に参加された方はお疲れさまでした。約10年ほど前に、同じ施設に農業委員会で視察に行った覚えがあります。当時は震災後だったので、放射能の調査をしているところに、靴を脱いで入りました。今回はそこは入りませんが、約10年経っても、いまだにその検査をしているというお話を聞きました。越谷の農家も、関西方面にクワイを出荷しているのですが、西日本からは埼玉の位置がよくわからないためか、震災直後は放射能の影響を懸念され、その年のクワイは、なかなか値段が出ずに苦労したというのを思い出しました。

今、テレビで映画「翔んで埼玉」の宣伝をやっていますが、武蔵野線が出てくるようです。埼玉のPRイベントに、滋賀と埼玉の両知事が出たというニュースもやっていましたが、先日、県民の日に行われた表彰式の間でも、大野知事が、「翔んで埼玉」をぜひ見てくださいと宣伝していました。「ダ埼玉」はあんまりいい世評ではないですが、今あの映画のおかげで埼玉の認知度も増して、知事も県民の応援を期待している作品だと思いますので、私も観に行こうかなと思っています。

先日15日に、次期改選する農業委員の選考協議がありましたが、その結果、地域からの推薦者は全員選考されたことをお聞きしました。次は、来月に推進委員の選考を協議するということでございますが、

局長

まずは農業委員の選考が終了したことを報告して、まとめませんが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

本日の会議は全員出席となりますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から11番の荻島職務代理、13番の小林委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は4,508平方メートルです。通作距離は5.0キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人1名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は2万1,120平方メートルです。通作距離は0.4キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め4名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は3,382平方メートルです。通作距離は0.2キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め4名です。

続きまして、4番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は7,158平方メートルです。通作距離は0.2キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は譲受人含め3名です。

続きまして、5番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は7万7,039平方メートルです。通作距離は5.2キロメートル、農機

		具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。
		以上5件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番と4番について推進委員7番の高島委員、2番について推進委員12番の松沢委員、3番について推進委員9番の齋藤委員、5番について推進委員4番の林委員よりお願いいたします。
		それでは、1番と4番について高島委員よりお願いいたします。
7番推進委員 (高島委員)		1番と4番の件について2件まとめて補足説明します。
		11月15日に現地を確認しております。申請地については、2件とも適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は、1番については営農拡張、4番については世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。
		以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
議	長	ありがとうございました。
		2番について、松沢委員よりお願いいたします。
12番推進委員 (松沢委員)		2番の件について補足説明します。
		11月15日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明どおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。
		以上、報告いたします。
議	長	ありがとうございました。
		3番について、齋藤委員よりお願いいたします。
9番推進委員 (齋藤委員)		3番の件について補足説明いたします。
		11月15日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明

議 長

4 番 推 進 委 員
(林 委 員)

議 長

全 員

議 長

議 長

統 括 主 幹

のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

ありがとうございました。

5 番について、林委員よりお願いいたします。

5 番の件について補足説明します。

11月15日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。

以上、報告いたします。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から7番について、事務局より説明願います。

議案書の2ページ及び3ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から7番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に1人で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は

両親の住宅にも近く、将来、両親の介護など、お互い協力し、安心して生活できる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は資材置場・駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は令和3年に市内に本店を置き、主に解体工事業を営む法人です。現在借りている資材置場の貸主より立退きを迫られており、同規模の資材置場を所有したいと考え土地を探していたところ、申請地は本社からも近く、幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の親族の住宅に夫婦で居住しておりますが、家財道具が増え手狭となり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、妻の母親と祖父が所有する土地を借受けできることになりました。申請地は妻の両親の住宅にも近く、将来、介護や生活に対するサポートなどお互い協力し、安心して生活できる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は平成7年に市内に本店を置き、主に一般貨物自動車運送業を営む法人です。ここ数年業績も伸び、現在賃借している駐車場台数では不足が生じています。また、今後の配送量の増加に伴う増車計画をしていることから土地を探していたところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭となり、十分な居住空間が確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は通勤にも便利で、両親の住宅にも程近く、将来、両親の介護など、お互い協力し、安心して生活できる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と

いたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家財道具が増え手狭となり、十分な居住空間の確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は通勤にも便利で、両親の住宅にも近く、将来、両親の介護など、お互い協力し、安心して生活できる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の親族の住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭となり、十分な居住空間が確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は通勤にも便利で、両親の住宅にも程近く、将来、両親の介護など、お互い協力し、安心して生活できる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上、7件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性など立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番から3番について瀬尾委員、4番について荻島職務代理、5番から7番について藤井委員よりお願いいたします。

1 番 委 員
(瀬尾委員)

それでは、1番から3番について瀬尾委員よりお願いいたします。

まず、1番の件についてご説明いたします。

11月14日に現地確認をしております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅であります。西側の道路部分を除いて、東側及び南側にコンクリートブロックを設置し、北側通路部分には地先ブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

続きまして、2番の件についてご説明いたします。

同じく11月14日に現地確認をしております。申請地の現況は田、転

議 長

1 1 番 委 員
(荻島委員)

議 長

2 番 委 員
(藤井委員)

用目的は資材置場及び駐車場であります。南側の出入口部分を除いて、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、3番の件についてご説明いたします。

同じく11月14日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。北側の一体利用地である宅地部分を除いて、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、3件報告いたします。

ありがとうございました。

4番について、荻島職務代理、お願いいたします。

4番の件について説明いたします。

11月15日に現地確認をしております。申請地の現況は畑で、転用目的は駐車場です。西側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすことはないとは判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議お願いいたします。

ありがとうございました。

5番から7番について、藤井委員よりお願いいたします。

それでは、5、6、7番と一括で説明させていただきます。5番の件についてご説明いたします。

11月15日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、6番の件についてご説明いたします。

11月15日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除き、通路部分に地先ブロックを設

議
全
議

長
員
長

置し、北側は既設コンクリートブロック、東側及び西側は新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、7番の件についてご説明いたします。

11月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除き、通路部分に地先ブロックを設置し、北側は既設コンクリートブロック、東側は新設コンクリートブロック、西側にL型コンクリート擁壁を設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、3件ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての8番から14番について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の3ページから5ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての8番から14番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で

居住しておりますが、家財道具が増え手狭となり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、父と祖母が所有する土地を借受けることになりました。申請地は妻の両親の居住している住まいにも近く、将来、両親の介護や子育てに対するサポートなど、お互い協力し、安心して生活できる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

なお、令和5年6月28日付で自己用住宅として農用地区域から除かれています。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成26年に市内に本店を置き、主に土地、建物の測量設計を営む法人です。ここ数年業績も伸び、現在賃借している駐車場台数では不足が生じ、土地を探していたところ、申請地は本社からも程近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、十分な居住空間が確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園や小学校があり、子育ての環境も整っており、妻の両親の住宅にも程近く、将来、両親の介護など、お互い協力し、安心して生活できる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、十分な居住空間が確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園や小学校があり、子育ての環境も整っており、夫の両親の住宅にも程近く、将来、両親の介護など、お互い協力し、安心して生活できる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりま

すが、十分な居住空間が確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の両親の住宅にも程近く、将来、両親の介護など、お互い協力し、安心して生活できる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、13番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成11年に市外に本店を置き、主に一般貨物自動車運送業を営む法人です。現在、市内で5か所駐車場を使用していますが、そのうち1か所の返却を求められています。また、今後増車計画をしていることから、土地を探していたところ、申請地は営業所からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、14番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の親族の住宅に夫婦で居住しておりますが、平成26年に股関節に障害を負い、上下階を行き来することが困難になり、現在では日常の生活歩行にも影響をきたしております。これからの生活を困難なく過ごしていくため、1階スペースを中心とした居住空間を有する自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在居住している住まいにも近く、住み慣れたところで、安心して生活できる最適な場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上7件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性など立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、8番について宇田川委員、9番から14番について田口委員よりお願いいたします。

それでは、8番について宇田川委員よりお願いいたします。

8 番 委 員
(宇田川委員)

8 番の件について説明します。

11月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側の出入口部分を除き周囲をコンクリートブロック及びネットフェンスを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

9 番から14番について、田口委員よりお願いいたします。

1 0 番 委 員
(田口委員)

それでは、9 番から14番の6 件につきまして説明をさせていただきます。まず、6 件とも11月13日に現地のほうを確認しております。

それでは、報告させていただきます。まず、9 番の件についてです。

申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。南側の出入口部分を除き、北側は既設コンクリートブロック、東側、南側及び西側は新設のコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、10番の件について説明をいたします。

申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側の出入口部分を除き、北側は既設コンクリートブロック、東側、南側及び西側は新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、11番について説明をいたします。

申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側、西側の出入口部分を除き、北側及び東側に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、12番の件について説明をいたします。

申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除き、南側は既設コンクリートブロック、北側及び西側は新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、13番の件について説明をいたします。

議 長
全 員
議 長

申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。北側、南側の出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロック及びネットフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、14番の件について説明をいたします。

申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側の出入口部分を除き、南側及び西側は既設コンクリートブロック、東側に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上6件報告させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の6ページ及び7ページを御覧ください。第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について説明します。

本件は、農業経営を継続することを前提として、租税特別措置法の規定に基づき相続人が農地を相続により取得した場合には、相続税の納税猶予の特例が受けられることになっています。

番号、被相続人氏名、相続人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数は17筆です。面積は8,977平方メートルです。相続開始年月日は、令和5年2月8日です。

		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
統括主幹		本件につきましては関根推進委員の担当地区になりますが、今回は事務局にて現地調査を行いましたので、事務局より補足説明させていただきます。 1番の案件について報告します。去る11月14日に現地を確認しております。申請地の農地17筆につきましては、適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり証明することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。 続きまして、報告でございます。 事務局より説明願います。
統括主幹		それでは、報告に移らせていただきます。 議案書の8ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。 続きまして、議案書の9ページから10ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、8件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。 第1号報告、第2号報告につきましては、添付書類も含め完備して

議

長

おりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の11ページです。第3号報告 農地の改良に係る届出について、3件の届出がありました。内容につきましては、田畑転換です。

報告事項は以上です。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、12月25日月曜日午前10時からこの会議室で行います。

(閉会時刻：午前10時32分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和5年11月24日

議 長

署名委員

署名委員